



記者発表資料

令和8年8月27日
千葉市災害対策本部
電話 245-5136

令和8年8月千葉豪雨で被災された方へ「災害サポート・レンタカー」を 無償で貸し出します

千葉市では、令和8年8月千葉豪雨により被災された方を支援するため、千葉市役所を拠点として、一般社団法人日本カーシェアリング協会による車の無償貸し出しを行いますので、お知らせします。

1 趣旨

令和8年8月千葉豪雨により車が使用できなくなった方などで、通勤や買い物、通院など日常生活の移動手段として車を必要とされている方に車の無償貸し出しを行います。

2 対象

令和8年8月千葉豪雨により被災された方

※千葉市内に限らず、どの地域にお住まいの方でも利用できます。

3 貸出期間

令和8年8月29日（土）～9月30日（水）

※申し込み状況により、延長の場合あり

4 貸出場所

千葉市役所（中央区千葉港1-1）

5 事業説明会

（1）日時

令和8年8月29日（土）9：30から

（2）場所

市役所1階 正庁前ロビー

（3）内容

本事業の説明を一般社団法人日本カーシェアリング協会が報道機関向けに行います。説明後に10：00から貸し出しを開始する予定です。最初の利用者への貸し出しが10：00とは異なる場合があります。貸し出し時間については一般社団法人日本カーシェアリング協会までご確認ください。

6 貸出車両・貸出単位

・軽トラック（最長3日間）

・軽・普通自動車（最長7日間）

※いずれも貸出期間中は何度でも利用できます。

7 申し込み方法

令和8年8月27日（木）から申し込み受付を開始します。

貸し出しには、電話もしくはWEBによる事前の申し込みが必要です。

※完全予約制です。予約された方から順次、車の準備が整い次第貸し出しを行います。

※申し込みの集中や車の手配状況によっては、貸し出しまでにお時間をいただく場合があります。

（1）電話での申し込み

一般社団法人日本カーシェアリング協会

電話 050-5799-4740

受付時間 10:00～16:00（水曜日・日曜日・祝日を除く）

（2）WEBでの申し込み

一般社団法人日本カーシェアリング協会のホームページから24時間申し込むことができます。

【URL】<https://www.japan-csa.org/blog/archives/14428>



8 貸し出しの主な条件

- ・運転する方全員分の免許証（申込者以外はコピー・写真可）
- ・携帯電話の所有
- ・被災状況を確認できるもの（被災・罹災証明申請控え、証明書、被災状況がわかる写真など）

※携帯電話をお持ちでない方、被災を証明できるものがない場合はご相談ください

9 その他

車は無償で貸し出されます。

返却の際は、燃料を満タンにして返却してください。

10 車両貸出事業に関する問い合わせ先

一般社団法人日本カーシェアリング協会（担当 西村・齋藤・吉澤）

電話 0225-22-1453

メール info@japan-csa.org

＜参考＞一般社団法人日本カーシェアリング協会について

平成23年東日本大震災を機に宮城県石巻市で設立した団体。全国から寄付によって集めた車を活用したさまざまな支援活動を行っており、災害時には、車が必要な方々・支援団体に対して一定期間無償で車を貸し出す支援を行っている。これまで38回の災害に対して延べ10,000台以上の貸し出しを実施している。千葉県内では、令和元年房総半島台風（鋸南市・富津市・鴨川市）、令和5年台風第13号（茂原市）でも支援を実施した。